

別表第2（第4条関係）

種別	貸与対象者		貸与周期	貸与数量
	職種	対象となる所属等		
冬作業服	事務職員	管財課（立会検査・測量業務従事者のみ） 水道センター（庶務・料金・未納整理業務従事者を除く） 浄水場 施設保全センター	永年	1組
	技術職員	庁内所属	3.0年	
		庁外所属	1.0年	
	技能職員	全所属（VC製の被貸与者を除く）	1.0年	上衣1着 ズボン2着
冬作業服 VC製	技能職員	施設保全センター（金属技工員の鍛工及び溶接工のみ）	1.0年	
夏作業服	事務職員	管財課（立会検査・測量業務従事者のみ） 水道センター（庶務・料金・未納整理業務従事者を除く） 浄水場 施設保全センター	永年	1組
	技術職員	庁内所属	2.0年	
		庁外所属	1.0年	1組 ※冬作業服の貸与を辞退した場合は2組まで
	技能職員	全所属	1.0年	
防寒作業服	技術職員	施設課 工務課（現場事務所勤務者のみ） 庁外所属	永年	1着
	技能職員	全所属（検査工・機械工作工を除く）		
略帽 （ロールハット型）	事務職員	管財課（立会検査業務従事者のみ）	永年	1個
	技能職員	柴島浄水場（庶務・維持・技術調査・工業用水道業務従事者のみ） 庭窪浄水場（庶務・維持業務従事者のみ） 豊野浄水場（維持業務従事者のみ） 施設保全センター	3.0年	
略帽 （キャップ型）	災害応援派遣及び応急給水作業（訓練含む）に従事する職員		永年	1個
運動靴	別に定める。			
安全短靴				
半長安全靴				

注1 再任用職員に対する局被服の貸与についても、この基準表を適用する。

2 一般作業員である技能職員には、従事する職務内容により必要な局被服を貸与する。

3 「庁外所属」とは、各水道センター及び各浄水場、施設保全センター、水質試験所を、「庁内所属」とは、「庁外所属」以外の各所属をいう。

4 「組」は、貸与品が上衣、下衣の1組のものであることを示す。

5 貸与周期が永年の場合は、初回に数量1を貸与し、その後、原則として再貸与しない。ただし、破損等のため使用不能となった場合に限り、現品との交換により再貸与する。

6 貸与期間は、貸与周期が年数で表示されるものにあつては、その2倍の期間とし、永年のものにあつては、返却しない限りその職務にある期間中とする。